

研究活動に係る行動規範

大阪女学院大学（短期大学を含む。以下、「本学」という。）における研究活動は、キリスト教主義に基づく建学の精神に則り、研究者が主体的かつ自律的に研究に取り組み、その研究の成果を公表し、社会に寄与することにある。これを前提にし、本学の研究者は、社会からの信頼と負託に応えるため、不正を行わず、常に倫理的な判断と行動が求められていることを自覚し、研究の遂行に努めなければならない。本学において研究活動に関わる研究者および事務職員に求める行動規範を次のとおり取り決める。本規範の改廃は、教授会の議を経て大学運営会議において決定する。

1. 法令の遵守

研究者および関係する事務局員は、研究の実施、研究費の使用及び管理にあたっては、関係する法令、諸規則および本学の諸規程を理解し、遵守しなければならない。

2. 研究活動

研究者は、自らの研究・立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動する。また、研究・調査データの適切な記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わない。また加担しない。

3. 研究費の使用

研究者は、研究計画に基づき、計画的かつ適正な研究費の使用に努め、研究費の申請にあたっては、本学所定の事務手続に従って行わなければならない。また事務職員は、研究活動を理解し、本学所定の事務手続に従って、効率的かつ適正な研究費の管理を行わなければならない。

4. 他者との関係

研究者は、研究活動にあたって、関係する個人の権利、尊厳および人権を尊重しなければならない。また、研究過程で知り得た個人情報の保護に努め、適正に取り扱わなければならない。

5. 差別の排除

研究者は、研究活動において、人種、性、地位、思想・信条などによって差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

6. 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

7. 不正行為の防止

研究者および事務職員は、不正行為が行われたことを知った場合には、それを放置せず、コンプライアンス責任者に報告する等、適切な行動をとらなければならない。

8. 本規範は、2015年4月1日から施行する。

制定：大阪女学院大学・大阪女学院短期大学運営会議